

公共事業の事業評価書

（国営土地改良事業等の事前評価）

平成 2 0 年 8 月

農林水産省

1 政策評価の対象とした政策

平成21年度新規着工を要求する次の国営事業、機構営事業地区を対象として、評価（事前評価）を実施した。

事業名	事前評価実施地区数
国営かんがい排水事業	9
国営農地再編整備事業	2
国営総合農地防災事業	1
独立行政法人水資源機構事業	1
合 計	13

なお、具体の地区名は以下のとおりである。

（国営かんがい排水事業）

せいとうようすいだいにき せいのうようすいだいにき きぬがわなんぶ かがわようすい
西濃用水第二期（岐阜県）、鬼怒川南部（茨城県、栃木県）、香川用水（香川県）、
あひらがわにき びじょ としべつがわさがん きたみ
安平川（二期）（北海道）、美女（北海道）、利別川左岸（北海道）、北見（北海道）、
ひがし みやこいらぶ
東（北海道）、宮古伊良部（沖縄県）

（国営農地再編整備事業）

かみしべつ なかしかおい
上士別（北海道）、中鹿追（北海道）

（国営総合農地防災事業）

しょうがわさがん
庄川左岸（富山県）、

（独立行政法人水資源機構事業）

きそがわうがんとせつきんきゅうかいちく
木曽川右岸施設緊急改築（岐阜県）

2 政策評価を担当した部局及びこれを実施した時期

本評価は、農村振興局において、平成20年4月から8月までの間に実施した。

3 政策評価の観点

本評価に当たっては、必要性、効率性、有効性などの観点から総合的に評価を行った。

各事業地区ごとの評価の観点は、地区別評価結果（別添1）に添付しているチェックリスト及びチェックリスト判定基準表（参考資料1）に示すとおりである。

4 政策効果の把握の手法及びその結果	政策効果については、「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針について（平成19年3月28日付農村振興局長通知）」等に基づき、事業特性に応じて総費用総便益手法による費用対効果分析を行うことなどにより定量的に把握した。また、「農業農村整備事業等における新規地区採択時の評価手法の明確化について（平成12年3月24日付農村振興局長通知）」に基づき、事業の必要性、技術的可能性、実施体制等の項目について確認することにより、総合的に把握した。 その結果は、地区別評価結果（別添1）に示すとおりである。
5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会において、評価の手法について意見を聴取してきており、直近では、総費用総便益手法について平成18年度農業農村整備部会第2回企画小委員会に諮り了承を得て、平成19年度より当手法を導入している。 今後も、評価手法の充実を図るとともに、有識者による知見を得るため、適時に食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会（平成19年度に名称変更）へ説明を行う。 農業農村振興整備部会の委員構成は、別添2のとおり。
6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	本評価を行う過程において使用した資料は、地区別評価結果（別添1）である。地区別評価結果は、農林水産本省のほか、各地方農政局においても公表する。また、本評価に関する問い合わせ先（事業主管課）は別添3に示すとおりである。 また、本評価に関する説明資料を農林水産省のホームページに掲載している。 なお、それぞれの事業計画は土地改良法令等に基づく手続を経て確定される。
7 政策評価の結果	本評価の対象としたすべての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、土地改良法令等や事業実施要綱等で定められている地区採択の必須条件を満たしている。